

建設業 経営サポートガイドブック

令和4年3月版
千葉県魅力ある建設事業推進協議会
(CCIちば)

事務局 千葉県 県土整備部 建設・不動産業課

建設業経営サポートガイドブックの御利用にあたって

- このガイドブックは、「千葉県魅力ある建設事業推進協議会」（略称：CC | ちば）が、建設業活性化のための支援事業の一環として作成したものです。
- 作成にあたっては、令和4年3月時点で、CC | ちば事務局（千葉県県土整備部建設・不動産課）が建設業の経営サポートに役立つと思われる情報を収集し、掲載しています。
- 掲載している情報は、各ページ下段「問い合わせ先」に記載の実施機関が公開しているホームページ等から確認したものです。ガイドブック発行後に、廃止や変更等がある可能性があります。必要に応じて確認してください。

（参考）千葉県魅力ある建設事業推進協議会とは

千葉県魅力ある建設事業推進協議会（略称：CC | ちば）は、活力と魅力ある建設業の実現にむけて、建設業のイメージアップに関する施策を検討・実施するため、平成4年に設立された産学官連携の団体です。

※CC | =Charming Construction's Identity

- 設 立 平成4年4月28日
- 構 成
千葉県、千葉市、学識者、建設業界団体、報道機関
- 事務局 千葉県 建設・不動産課
- 令和2年度の主な事業
 - （1） 建設業イメージアップ事業
 - （2） ホームページ運営・メールマガジン配信
 - （3） 建設業活性化のための支援
- ウェブサイト <http://www.ccichiba.jp/>

目 次

経営基盤の強化

- 1 出来高融資制度（（一財）建設業振興基金）
- 2 下請債権保全支援事業（（一財）建設業振興基金）
- 3 IT活用促進資金（（株）日本政策金融公庫）

融資・税制等

融資・保証等

- 4 経営革新計画について（千葉県経営支援課）
- 5 政府系金融機関の融資制度（（株）日本政策金融公庫）
- 6 信用保証制度（千葉県信用保証協会）
- 7 経営安定関連保証（セーフティネット保証）（千葉県信用保証協会）
- 8 中小企業成長支援ファンド（（独）中小企業基盤整備機構）
- 9 千葉県の中小企業向け融資制度（千葉県商工労働部経営支援課）

税制

- 10 中小企業投資促進税制（国税庁 他）

雇用・人材育成・助成金

人材確保

- 11 ジョブカフェちば（ジョブカフェちば）
- 12 人材サービスコーナー（ハローワーク千葉）

人材育成・雇用改善

- 13 中小企業大学校の研修（（独）中小企業基盤整備機構）
- 14 在職者訓練（能力開発セミナー・企業人スクール）（ポリテクセンター千葉）

建設事業主等に対する助成金

- 15 建設事業主等に対する助成金（労働局・各ハローワーク）

新技術・研究開発

情報提供・交流

- 16 新技術情報提供システム（NETIS）（国土交通省）
- 17 千葉県産業支援技術研究所による支援（千葉県産業支援技術研究所）
- 18 東葛テクノプラザによる支援（東葛テクノプラザ）

助成・税制

- 19 中小企業技術革新（SBIR）制度に基づく支援（（独）中小企業基盤整備機構）
- 20 中小企業技術基盤強化税制（各税務署法人税課）

新事業・新分野進出

新事業

- 21 経営サポート「新連携支援」（中小企業庁）

環境・リサイクル

- 22 産業廃棄物処理事業振興財団による助成措置（（公財）産業廃棄物処理事業振興財団）
- 23 産業廃棄物処理事業振興財団による債務保証（（公財）産業廃棄物処理事業振興財団）

経営情報・アドバイス

情報提供

- 24 一般財団法人建設業振興基金による支援（（一財）建設業振興基金）
- 25 e-中小企業ネットマガジン（中小企業庁）
- 26 中小企業施策利用ガイドブック（中小企業庁）
- 27 J-Net 21（（独）中小企業基盤整備機構）

相談・指導・派遣

- 28 中小企業再生支援協議会（千葉県中小企業再生支援協議会）
- 29 経営に関する相談（（独）中小企業基盤整備機構）
- 30 駆け込みホットライン（国土交通省 他）
- 31 創業・経営相談（（公財）千葉県産業振興センター）
- 32 専門家による助言・指導（専門家派遣事業）（（公財）千葉県産業振興センター）
- 33 事業可能性の評価（（公財）千葉県産業振興センター）

1 出来高融資制度

概 要

国土交通省が中小・中堅建設企業の資金繰り対策として行う公的な融資制度です。

国や地方公共団体等が発注する建設工事や公共性のある民間工事を受注した元請建設企業が、その工事の出来高に応じて、工期中にその出来高部分を低利で資金化することができます。

- 出来高融資制度の3つの特徴
 - 1. 工事出来高に応じて融資が受けられます。
 - 2. 簡易・迅速に融資が受けられます。
 - 3. 経審Y評点のアップ（改善）が図れます。

<https://www.kensetsu-kikin.or.jp/management/finance/vls-about.html>

問い合わせ先

一般財団法人 建設業振興基金 金融支援課

〒105-0001 東京都港区虎ノ門4-2-12 虎ノ門4丁目MTビル2号館

TEL：03-5473-4575

2 下請債権保全支援事業

概 要

下請建設企業や資材企業が元請建設企業に対して有する工事請負代金や資材代金の債権（手形含む）をファクタリング会社が保証し下請債権等を保全します。下請工事契約を締結した時から保証を受けることも可能です。

万が一、元請建設企業の倒産等により当該債権が毀損した場合、ファクタリング会社が保証金を支払います。

<https://www.kensetsu-kikin.or.jp/management/finance/slm-about.html>

問い合わせ先

一般財団法人 建設業振興基金 金融支援課

〒105-0001 東京都港区虎ノ門4-2-1 2 虎ノ門4丁目MTビル2号館

TEL : 03-5473-4575

3 IT活用促進資金

概要

「IT活用促進資金（企業活力強化貸付）」などの融資を通じて、情報化の推進の支援を行います。

http://www.jfc.go.jp/n/finance/search/11_itsikin_m.html

利用できる方

情報化投資を行う方であって、次のいずれかに当てはまる方

1. 情報技術を活用した効果的な企業内業務改善および企業内の情報交換など業務の高度化を行う方
2. 他企業、消費者などとの間でネットワーク上の取引および情報の受発信を行う方
3. 企業内業務の情報技術の水準を取引先など企業外の情報技術の水準に合わせようとする方
4. 情報技術の活用により、業務方法、業務内容などの経営革新を図ろうとする方
5. 以上1から4までを組み合わせるなど、情報技術（IT）などを高度に活用する方
6. 中小企業等経営強化法第44条の規定に基づき認定を受けた情報処理支援機関
7. AIを活用して生産性の向上を図る方であって、AIの導入に際して専門家の助言・指導を受けている方
8. 特定高度情報通信技術活用システムの開発供給および導入の促進に関する法律第7条第1項の規定に基づく特定高度情報通信技術活用システム開発供給計画（以下「認定開発供給計画」といいます。）の認定（変更認定を含みます。）を受けた方または同法第9条第1項の規定に基づく特定高度情報通信技術活用システム導入計画（以下「認定導入計画」といいます。）の認定（変更認定を含みます。）を受けた方
9. テレワークの導入などを行う方

資金の使いみち

1. 「ご利用いただける方」の1～5、9に該当する方
次に掲げる設備などを取得するために必要な設備資金およびリース運転資金など
 - (1) コンピュータ（ソフトウェアを含みます。）（注）
 - (2) 周辺装置（モデムなどの通信装置など）
 - (3) 端末装置（多機能情報端末など）
 - (4) 被制御設備（高度数値制御加工装置（CNC）や自動搬送装置など）
 - (5) 関連設備（LANケーブルや電源設備など）
 - (6) 関連建物・構築物（上記装置および設備の導入に併せてその取得に必要不可欠な建物・構築物およびそれらの設置に必要不可欠な土地）
 2. 「ご利用いただける方」の6に該当する方が、中小企業等経営強化法第44条第2項に規定する情報処理支援業務を行うために必要な設備資金および運転資金
 3. 「ご利用いただける方」の7に該当する方が、事業にAIを活用して生産性の向上を図るために必要な設備資金（土地にかかる資金を除きます。）および運転資金
 4. 「ご利用いただける方」の8に該当する方が、認定開発供給計画または認定導入計画を実施するために必要とする設備資金（土地にかかる資金を除きます。）および運転資金
- （注）コンピュータの取得については、他の設備と組み合わせて導入される場合または資金のお使いみち1の（1）から（6）までの設備と連携を図るために導入される場合に限りです。

問い合わせ先

（株）日本政策金融公庫（略称：日本公庫）

※支店の窓口までお問い合わせください。

4 経営革新計画について

概要

中小企業等経営強化法においては、その第1条において、「この法律は、中小企業の創意ある成長発展が経済の活性化に果たす役割の重要性にかんがみ、創業及び新たに設立された企業の事業活動の支援並びに中小企業の経営革新及び異分野の中小企業の連携による新事業分野開拓の支援を行うとともに、地域におけるこれらの活動に資する事業環境を整備すること等により、中小企業の新たな事業活動の促進を図り、もって国民経済の健全な発展に資することを目的とする。」とされております。

また、本法は、事業者が策定する経営革新計画を支援するために、以下のような特徴を持った制度となっております。

- 全業種での経営革新を幅広く支援

今日的な経営課題にチャレンジする中小企業の経営革新(新たな事業活動による経営の向上)を全業種にわたって幅広く支援します。

- 柔軟な連携体制で実施

経営資源・得意分野に限りのある中小企業の経営革新には、他者との柔軟な連携関係を最大限活用することが不可欠です。このため、中小企業単独のみならず、異業種交流グループ、組合等との多様な形態による事業活動を支援します。

- 経営目標の設定

事業者が経営の向上に関する目標を設定することにより、経営目標を達成するための経営努力が促される制度です。支援する行政側でも、計画実施中に、対応策へのアドバイス等を行い、フォローアップを実施します。

千葉県において経営革新計画の承認を受けるためには、以下のリンクの内容に沿った手続きが必要です。

<http://www.pref.chiba.lg.jp/keishi/keieikakushin/guide.html>

経営革新計画の承認に基づく支援策

申請した経営革新計画が承認された場合、各種の支援措置が利用できます。詳しくは、県の担当部局、国の地方機関等にご相談ください。なお、計画の承認は支援措置を保証するものではなく、計画承認を受けた後、各支援機関等における審査が必要となります。申請者は、計画の申請と同時に希望する支援機関において事前に相談を行ってください。

問い合わせ先

千葉県商工労働部経営支援課経営支援班

〒260-8667 千葉市中央区市場町 1-1

TEL : 043-223-2712

5 政府系金融機関の融資制度

概 要

中小企業者が事業に必要な融資を受けることができます。

国民生活事業や中小企業事業等において、さまざまな資金ニーズに対応した制度があります。ぜひ御利用ください。

(参考)

- 国民生活事業は、個人企業や小規模企業向けの小口資金をご融資しており、ご融資額の平均は約1,000万円です（短期の運転資金もお取り扱いしております）。
- 中小企業事業は、中小企業向けの長期事業資金をご融資しており、ご融資額の平均は約1億3,000万円です（短期の運転資金はお取り扱いしておりません）。

<http://www.jfc.go.jp/n/finance/search/index.html>

問い合わせ先

(株)日本政策金融公庫（略称：日本公庫）

※支店の窓口までお問い合わせください。

6 信用保証制度

概 要

中小企業者が金融機関から融資を受ける際、信用保証協会が債務保証する制度です。

様々な資金ニーズに応じた保証制度が用意してあります。

- 協会制度
- 創業者向け保証制度
- 海外展開向け保証制度
- 事業承継向け保証制度
- 経営改善・事業再生向け保証制度
- 金融機関と提携している保証制度
- 千葉県制度 等

<http://www.chiba-cgc.or.jp/guarantee/>

問い合わせ先

千葉県信用保証協会

〒260-8501 千葉市中央区中央 4-17-8 (千葉県自治会館)

TEL : 043-221-8111

7 経営安定関連保証（セーフティネット保証）

概要

この制度は、取引先の倒産や災害その他突発的事由等により影響を受けた中小企業者が経営の安定に必要とする資金について行う保証制度です。

<http://www.chiba-cgc.or.jp/guarantee/sn>

ご利用いただける方	市区町村長から「特定中小企業者」の認定を受けた方
保証限度額	2億8,000万円以内(6号の場合は3億8,000万円) 組合 4億8,000万円以内
資金使途	運転資金ならびに設備資金
保証期間・返済方法	●保証期間 運転資金 10年以内(据置期間1年以内を含む) 設備資金 15年以内(据置期間1年以内を含む) ●返済方法 分割弁済
信用保証料率	年0.80%(1~4・6号認定)年0.68%(5・7・8号認定)
連帯保証人	原則として法人代表者以外の保証人は徴求しません。
担保	必要に応じて徴求します。
貸付利率	金融機関所定利率

問い合わせ先

千葉県信用保証協会

〒260-8501 千葉市中央区中央4-17-8（千葉県自治会館）

本店保証部 TEL：043-221-8111

松戸支店保証課 TEL：047-365-6010

8 中小企業成長支援ファンド

概 要

投資ファンドへの出資を通じて、ベンチャー、中小企業者の方々へリスクマネーを提供し、新事業の創出や事業拡大、事業承継、事業再生などを支援します。

https://www.smrj.go.jp/supporter/fund_investment/index.html

● 事業概要

中小企業者の方々に対する投資事業を行う民間機関などとともに投資ファンド（投資事業有限責任組合）を組成し、中小企業者への資金調達の円滑化と踏み込んだ経営支援（ハンズオン支援）を通じて、ベンチャー企業や既存中小企業の新事業展開の促進または中小企業者の再生を支援します。ファンドの運営（個別企業への投資）は、各投資会社が行います。

● ファンド出資事業の種類

中小機構のファンド出資事業には、投資先となる企業に応じて以下の3種類があります。

1. 企業支援ファンド
2. 中小企業成長支援ファンド
3. 中小企業再生ファンド

問い合わせ先

独立行政法人 中小企業基盤整備機構（略称：中小機構） ファンド事業部

〒105-8453 東京都港区虎ノ門3-5-1 虎ノ門37森ビル

TEL：03-5470-1672

9 千葉県の中⼩企業向け融資制度

概 要

県制度融資は県内の中⼩企業の皆様に、経営の活性化、安定のために必要な事業資金を円滑に調達して頂くために、県、商工会議所、商工会、中⼩企業団体中央会、金融機関、千葉県信用保証協会の連携と協力のもとで行われている融資制度です。

<https://www.pref.chiba.lg.jp/keishi/chuushou-yuushi/yuushiseido/chuushou/nagare.html>

県制度融資は、千葉県内で事業を行う中⼩企業者（個人、会社、NPO 法人、組合等）の方、及び新規創業される方が対象です。

ただし、事業資金、サポート短期資金を利用するにあたっては、同一事業を一年以上引き続き営んでいることが必要です。

また、創業資金については創業後5年未満までの方が対象となります。

問い合わせ先

千葉県商工労働部経営支援課金融支援室

〒260-8667 千葉市中央区市場町 1-1

TEL : 043-223-2707

10 中小企業投資促進税制

概要

この制度は、青色申告書を提出する中小企業者などが平成 10 年 6 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日までの期間内に新品の機械及び装置などを取得し又は製作して国内にある製造業、建設業などの指定事業の用に供した場合に、その指定事業の用に供した日を含む事業年度において、特別償却又は税額控除を認めるものです。

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/hojin/5433.htm>

問い合わせ先

国税庁、国税局（事務所）または税務署の税務相談窓口

11 ジョブカフェちば

概要

ジョブカフェちばは、千葉県が設置するおおむね30歳代までの方の就職と、企業の採用活動を支援している施設です。

求人公開、合同企業説明会への参加、定着支援セミナーへの参加など採用活動に関するサービスを無料で受けられます。

若者が企業に長く勤められるように、若者と企業双方が満足できる採用を目指しています。

<http://www.jobcafe-chiba.jp/>

利用のメリット

1 求人情報を公開

ジョブカフェちばを利用している、おおむね30歳代までの若年求職者に求人票を公開・提供しています。

○正社員を目指している就職意欲の高い若者からの応募が見込めます。

○若年求職者への就職支援を通し、若年求職者のニーズや動向を把握しているため、的確な採用活動の実現が可能です。

2 若者と交流できるイベントの開催

若年求職者に自社の魅力を直接伝えることができる交流イベントを開催することで、企業と若者の相互理解を深め、ミスマッチのない採用を目指しています。

3 採用・人材育成に関する相談

ジョブカフェちばの企業担当が、人材採用・育成・定着支援などの相談を承ります。

4 定着に関するセミナーの開催

社員の定着に関する各種セミナーをご用意しています。

問い合わせ先

ジョブカフェちば企業窓口

〒273-0005 船橋市本町3-32-20 東信船橋ビル3階

TEL：047-460-5500

12 人材サービスコーナー

概要

「人材サービスコーナー」は、人材確保支援の総合専門窓口として、雇用吸収力が高い分野である福祉（介護、医療、保育）、建設、警備、運輸の業種において、きめ細かな職業相談・職業紹介、求人充足に向けた求人条件緩和等の助言、事業所見学会や就職面接会等の開催を通じ、マッチング支援を強化していきます。

<https://jsite.mhlw.go.jp/chiba-roudoukyoku/content/contents/000770605.pdf>

内容

- ◆求人者ニーズが伝わりやすい明確な求人票作成の支援
- ◆求人条件の設定・緩和の提案
- ◆求人票に+α 画像情報の収集と提供（写真やパンフレット、PRシートなどカラーで登録可能）
- ◆事業所の情報収集と提供（労働条件のほか、教育訓練、福利厚生、キャリアアップの考え方や女性の活躍状況等）
- ◆企業説明会・就職面接会の開催等
- ◆従業員の採用・職場定着を図るための、雇用管理改善等の提案

問い合わせ先

○ハローワークちば 人材サービスコーナー
月～金曜日 8：30～17：15
〒261-0001 千葉県美浜区幸町 1-1-3
ハローワークちば
TEL：043（204）7123
FAX：043（245）7023

13 中小企業大学校の研修

概要

中小企業基盤整備機構は、全国9箇所に設置されている中小企業大学校や地域本部、Webを通して経営者や後継者などの方々を対象に多彩な研修メニューを提供しています。

- 自社のさまざまな課題の解決、経営革新をもたらす力を身に着ける実践的なカリキュラム
- 年間約2万人、これまでに延べ68万人の受講者による情報交換などヒューマン・ネットワークの活用
- 参加しやすい安価な受講料、かつ助成金制度も活用でき、さらに快適な研修環境において受講可能

<http://www.smrj.go.jp/institute/index.html>

問い合わせ先

独立行政法人 中小企業基盤整備機構（略称：中小機構）

〒105-8453 東京都港区虎ノ門3-5-1 虎ノ門37森ビル

TEL：03-3433-8811

14 在職者訓練 (能力開発セミナー・企業人スクール)

概 要

企業の成長・発展には、競争力及び経営資源を強化する「人材育成」が欠かせません。

高齢・障害・求職者雇用支援機構では、企業の生産現場で働く在職者が抱える課題解決のため、生産性の向上や業務の改善、新たな製品の創造に必要な専門的知識及び技能・技術を習得する職業訓練を実施しています。

在職者訓練の実施にあたっては、高齢・障害・求職者雇用支援機構が実施する在職者訓練の基準を定めており、当該基準に基づき、訓練コースを設定しています。

また、事業主等の皆様が従業員に対して効果的に教育訓練を行えるよう、相談を行って「人材育成プラン」を提案し、その「人材育成プラン」に沿った内容の在職者訓練を実施することもできます。

また、各職業能力開発大学校では、製品等の高付加価値や事業の新分野展開を担う在職者のため、問題解決力や分析力等に必要な専門的かつ応用的な知識及び技能・技術を習得する在職者訓練（企業スクール）を実施しています。

<https://www.jeed.go.jp/js/jigyonushi/d-1.html>

1 対象者

在職者の方

2 訓練コースの概要

(1) 実施施設

職業能力開発大学校（ポリテクセンター）及び職業能力開発短期大学校・職業能力開発短期大学校（ポリテクカレッジ）

(2) 訓練期間、訓練時間等

訓練コースにより異なりますが、比較的短期間（2日～5日間）の日程で、平日の昼間を中心に、土日、夜間など幅広く設定

(3) 訓練内容

生産性の向上や、新たな製品づくりといった企業の生産現場が抱える問題解決のために、機械系、電気・電子系、居住系の「ものづくり分野」を中心として、設計・開発、加工・組立、工事・施工、設備保全などの、実習を中心とした訓練コースを体系的に実施。

問い合わせ先

ポリテクセンター千葉 訓練第二課

〒263-0004 千葉市稲毛区六方町 274

TEL：043-422-4622

15 建設事業主等に対する助成金

概 要

建設事業主等に対する助成金は、以下のリンクの助成コースから構成されており、建設事業主や建設事業主団体等が、建設労働者の雇用の改善や建設労働者の技能の向上等をはかるための取組みを行った場合に助成を受けることができます。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kensetsu-kouwan/kensetsu-kaizen.html

問い合わせ先

事業所の所在地を管轄する労働局
または、最寄りのハローワーク

16 新技術情報提供システム（NETIS）

概 要

国土交通省は、新技術の活用のため、新技術に関わる情報の共有及び提供を目的として、新技術情報提供システム（New Technology Information System:NETIS）を整備しました。NETIS は、国土交通省のイントラネット及びインターネットで運用されるデータベースシステムです。

<http://www.netis.mlit.go.jp/NetisRev/NewIndex.asp>

問い合わせ先

国土交通省大臣官房技術調査課

〒100-8918 東京都千代田区霞ヶ関 2-1-3

TEL : 03-5253-1536

17 千葉県産業支援技術研究所による支援

概要

千葉県産業支援技術研究所は、千葉県が設置した鉱工業系試験研究機関です。中小企業の活性化、ベンチャー企業の創出・育成、産学官連携による新産業の創出等を目指し、そのニーズに応えるため研究開発、技術相談・支援、依頼試験等の様々な支援を行っています。

<http://www.pref.chiba.lg.jp/sanken/index.html>

研究	中小企業等の技術向上のため、各技術分野における基礎研究・応用研究を行い、その成果の技術移転等普及に努めています。また、企業・大学・他研究機関からの求めに応じて共同研究も行っています。
技術相談・支援	中小企業等における製品開発や技術開発をはじめ技術上の様々な問題について、相談・支援を行っています。また、問題解決を効果的に行うため、企業に直接おたずねして、技術改善のお手伝いをいたします。技術相談は直接、担当室または技術支援室（電話：043-231-4365）までご連絡ください。
依頼試験	中小企業等の依頼により各種試験・分析、試作設計を有料で行い、成績書を発行しています。依頼試験項目の詳細については、「試験等手数料表」をご覧ください。
設備・機器の利用	自社の新製品開発や品質管理に役立てていただくため、設備、機器を有料で開放しています。開放設備等の詳細については、「機器設備一覧・使用料表」をご覧ください。
講習会・研究会	中小企業等の技術者を対象に、各分野の専門家を講師に招き、講習会や研究会を開催しています。
研修制度	中小企業の技術者養成や能力開発のため、研修制度を設けています。企業の要望に応じ、随時研修生を受け入れています
刊行物	当所の事業概要、研究報告を編集・発行しています。

問い合わせ先

千葉県商工労働部産業支援技術研究所（略称：産技研）

〒264-0017 千葉市若葉区加曽利町 889

TEL：043-231-4326

18 東葛テクノプラザによる支援

概 要

東葛テクノプラザは、県内企業等の技術力や研究開発能力の向上と新産業の創出、ベンチャー企業の育成等を目的とした総合産業支援施設です。

<http://www.ttp.or.jp/>

主なサービス内容

- 低廉な料金で貸研究室に入居し、総合的な技術支援が受けられます。
- 試作加工室や精密測定室に備えた高性能な設備機器が利用できます。
- 各種試験・検査、計測などの依頼試験が利用できます。
- 各種研修事業等に参加することにより必要な情報が入手できます。
- 産・学・官の各種交流事業や共同研究などを通じ、技術支援が受けられます。
- 研究開発や経営・販路開拓等のきめ細やかな各種コンサルティングサービスが受けられます。

問い合わせ先

東葛テクノプラザ

〒277-0882 柏市柏の葉 5-4-6

TEL : 04-7133-0139 / FAX : 04-7133-0162

19 中小企業技術革新（SBIR）制度に基づく支援

概 要

SBIR（Small Business Innovation Research）制度は、スタートアップ等による研究開発を促進し、その成果を円滑に社会実装し、それによって我が国のイノベーション創出を促進するための制度です。

研究開発型スタートアップ等への補助金等の支出機会の拡大や、初期段階の技術シーズから事業化までの一貫した支援に、内閣府をはじめ関係省庁が連携して取り組みます。

<https://sbir.smrj.go.jp/index.html>

問い合わせ先

独立行政法人 中小企業基盤整備機構（略称：中小機構）

〒105-8453 東京都港区虎ノ門3-5-1 虎ノ門37森ビル

TEL：03-3433-8811

20 中小企業技術基盤強化税制

概 要

「中小企業技術基盤強化税制」は、中小企業者等が各事業年度において、試験研究費の額がある場合に、その試験研究費の額に一定割合を乗じて計算した金額を、その事業年度の法人税額から控除することを認めるものです。

この制度は、「一般試験研究費の額に係る税額控除制度」との重複適用はできません。

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/hojin/5444.htm>

問い合わせ先

各税務署法人税課

21 経営サポート「新連携支援」

概 要

連携により新たな事業活動にチャレンジする中小企業を、補助金、資金調達、アドバイス等で支援します。中小企業による連携組織である中小企業組合の設立・運営等を支援します。

<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/shinpou/index.html>

問い合わせ先

中小企業庁

〒100-8912 東京都千代田区霞が関1丁目3番1号

TEL：03-3501-1511（代表）

22 産業廃棄物処理事業振興財団による助成措置

概要

資源循環型社会システムの効率的な構築のために必要な高度な技術力の育成支援及び健全な処理業者の育成支援のための方策として、助成事業を実施しています。

<http://www.sanpainet.or.jp/service02.php>

申請資格

次の全ての条件を満たしている者。ただし、バイオ燃料認定研究開発事業及び小型家電リサイクル認定研究開発事業を行う者は（3）のみ。

- (1) 産業廃棄物の処分を業として行う者又は行う予定の者(少なくとも事前協議に入っているものとし、原則として交付証が授与される以前に許可を取得していること)。
- (2) 従業員数300人以下又は資本金10億円以下のどちらかに該当すること。
- (3) 過去5年間、廃棄物及び公害防止に関する法律等の規定による不利益処分を受けていないこと。
- (4) 原則として、応募事業が同一期間内に他の公的助成を受けていないこと。

なお、助成事業として決定された場合は、（公財）産業廃棄物処理事業振興財団の産廃情報ネット「さんぱいくん」による情報公表を行うこと。

対象となる事業

産業廃棄物に関する次の（1）～（5）

- (1) 3Rに関する技術開発事業、または環境負荷低減に関する技術開発事業
- (2) 高度技術を利用した3R、または高度技術を利用した環境負荷低減施設の整備事業
- (3) 上記（1）、（2）に関する起業化のための調査事業
- (4) 農林漁業バイオ燃料法第12条第1項第1項第2号の対象となる認定研究開発事業
- (5) 小型家電リサイクル認定研究開発事業

※産業活動やリサイクル事業から発生する熱・電気等のエネルギー源等を活用し、農林水産業等、地域の振興に資するような地域循環共生事業も含む。

助成金額

- | | |
|-----------------------|----------|
| (1) 技術開発 | 最高 500万円 |
| (2) 高度技術施設 | 最高 500万円 |
| (3) 起業化調査 | 最高 50万円 |
| (4) バイオ燃料認定研究開発事業 | 最高 500万円 |
| (5) 小型家電リサイクル認定研究開発事業 | 最高 500万円 |

問い合わせ先

公益財団法人 産業廃棄物処理事業振興財団

〒105-0001 東京都港区虎ノ門1-1-18 ヒューリック虎ノ門ビル10階

TEL：03-4355-0155

23 産業廃棄物処理事業振興財団による債務保証

概 要

全国に産業廃棄物処理施設の整備促進を図るため、産業廃棄物処理のモデルとなる優良な処理施設の整備を進める処理業者などに向けて、必要な資金の借入に対する債務保証を行っています。

<http://www.sanpainet.or.jp/service01.php>

保証対象	以下の事業の実施に必要な設備資金と開業後3年間の運転資金 ●「産業廃棄物処理特定施設整備法」で規定する特定施設※の整備 ●共同で実施される処理施設の整備・研究開発等の事業 ●産業廃棄物処理施設の近代化・高度化 ●「農林漁業バイオ燃料法」で規定する認定事業者が行う特定バイオ燃料製造施設（産業廃棄物処理に該当するものに限る）の整備 ●「小型家電リサイクル法」で規定する認定事業者が行う再資源化施設（産業廃棄物処理に該当するものに限る）の整備 ※特定施設とは、法律が規定する規模その他所定の要件を満たす産業廃棄物処理施設のことをいいます。
保証割合	原則として保証先金融機関が行う融資額の50%以内
保証金額	原則として500万円以内
保証料	金融情勢に応じて、随時見直し
保証期間	10年以内（据置期間3年以内を含む）
担保	原則として保証対象物件に第1順位（同順位可）の抵当権を設定
保証人	当該法人の代表者または他の資力のある法人。
保証対象金融機関	銀行・信用金庫・信用組合等の金融機関

問い合わせ先

公益財団法人 産業廃棄物処理事業振興財団

〒105-0001 東京都港区虎ノ門1-1-18 ヒューリック虎ノ門ビル10階

TEL：03-4355-0155

24 一般財団法人建設業振興基金による支援

概 要

建設産業は、国内総生産の約 1 割に相当する約 51 兆円超の建設投資を担うとともに、全産業就業人口の約 1 割の就業者を擁する、わが国の基幹産業であり、住宅・社会資本整備を直接担う重要な産業です。

一般財団法人建設業振興基金はこのような建設産業の近代化・合理化を図るために中小建設業の金融の円滑化、建設産業の構造改善・情報化の推進、建設業経理士試験、建設業経理事務士検定や建築及び電気工事施工管理技術検定等の諸事業を実施し、建設産業の振興に寄与することを目的として設立された一般財団法人です。

<https://www.kensetsu-kikin.or.jp/>

事業内容

- 建設産業のための債務保証・助成等の金融支援
- 建設産業における市場整備の促進、情報化の推進、経営改善、人材確保・育成等の振興支援等
- 建設産業政策等に係る調査研究・助成等
- 建設業法に基づく建築施工管理及び電気工事施工管理に係る技術検定試験
- 建設業法等に基づく登録講習及び登録経理試験等
- 海外建設技能実習生受入事業及び外国人建設就労者受入事業
- 建設産業に係る無料職業紹介
- その他本財団の目的を達成するために必要な事業

問い合わせ先

一般財団法人 建設業振興基金

〒105-0001 東京都港区虎ノ門 4-2-12 虎ノ門 4 丁目MTビル 2 号館

TEL : 03-5473-4572

25 e-中小企業ネットマガジン

概 要

中小企業庁及び中小企業支援機関では、中小企業施策及び関連情報を迅速に中小企業の皆様に提供することを目的として、毎週水曜日に「e-中小企業ネットマガジン」を発信しています。

中小企業施策の最新動向を知りたい方、創業を目指して関連情報を集めたい方、経営のヒントを探している方、知的財産権などホットな分野の講習会を受けてみたい方などに役立つ情報が満載です。

http://www.chusho.meti.go.jp/e_chusho/melma.html

主な配信情報

- 課題に積極的に取り組み、成功している元気な中小企業の経営事例
- 中小企業施策に関する最新情報
- 中小企業支援機関等が実施する各種セミナー、講習会等の開催情報
- 各地域で行われるイベント情報 など

編集は、中小企業庁及び中小企業基盤整備機構をはじめとする14の中小企業支援機関からなる「e-中小企業庁&ネットワーク」が行っています。

購読料及び配信登録手数料は「無料」ですので、この機会に是非ご利用下さい。

問い合わせ先

中小企業庁広報相談室

〒100-8912 東京都千代田区霞が関 1-3-1

TEL : 03-3501-1709

26 中小企業施策利用ガイドブック

概 要

中小企業の方が中小企業施策をご利用になる際の手引書となるよう、施策の概要を簡単に紹介しています。

https://www.chusho.meti.go.jp/pamflet/g_book/2021/index.html

問い合わせ先

中小企業庁長官官房広報相談室

〒100-8912 東京都千代田区霞が関 1-3-1

TEL：03-3501-1709（直通）

27 J-Net21

概 要

J-Net21 は、独立行政法人の中小企業基盤整備機構が運営する、中小企業とその支援者、創業予定者とその支援者のためのポータルサイトです。様々な経営課題ごとに、知りたい情報を簡単に探すことができます。

全国の中小企業向け施策を毎日更新する「支援情報ヘッドライン」、経営のノウハウが詰まった「経営ハンドブック」、様々なテーマの企業事例や解説が詰まった「特集・事例」・・・など、最新の情報や事例が満載。

様々な方面から、皆様の経営を全面的にサポートするサイト。

J-Net21 はそんなサイトを目指してサービスの向上に努めています。

<https://j-net21.smrj.go.jp/>

問い合わせ先

独立行政法人 中小企業基盤整備機構（略称：中小機構）

〒105-8453 東京都港区虎ノ門3-5-1 虎ノ門37森ビル

TEL：03-3433-8811（代表）

28 中小企業再生支援協議会

概要

厳しい経営環境下において、多種多様な事業内容や地域特有の課題を持つ中小企業の再生支援を行うことを目的としております。

協議会事業は関東経済産業局から、委託を受け千葉商工会議所が実施するものであり、事業の区域は千葉県全域です。

<http://www.chiba-cci.or.jp/%E7%9B%B8%E8%AB%87/%E5%8D%83%E8%91%89%E7%9C%8C%E4%B8%AD%E5%B0%8F%E4%BC%81%E6%A5%AD%E5%86%8D%E7%94%9F%E6%94%AF%E6%8F%B4%E5%8D%94%E8%AD%B0%E4%BC%9A/>

再生支援の対象企業

- 企業の規模は中小企業・中堅企業です。
- 企業の経営状態は原則として、財務上の問題を抱えている、もしくは抱える懸念のある中小企業であって、事業もしくは一部の事業の将来性の見通しの明確化が可能であり、再生の実現可能性が高いと考えられるが、比較的多数の関係者の調整に困難があるものです。

相談の内容

ケースバイケースで、きめ細かな相談をします。

- (1) 相談、助言
- (2) 個別支援チームによる、具体的で実現可能な経営改善計画の作成支援
- (3) フォローアップ訪問

相談の時間は

午前9時～午後5時（昼休み除く） 土・日・祝日休

- 相談の経費は無料です。
- 守秘義務については、相談で知り得た情報は他者に漏らさない義務を負います。

問い合わせ先

千葉県中小企業再生支援協議会（認定支援機関：千葉商工会議所）

〒260-0013 千葉市中央区中央 2-5-1 千葉中央ツインビル 2号館 13階

TEL：043-201-3331 / FAX：043-227-1156

29 経営に関する相談

概要

中小企業の経営に関する様々な課題やお悩みに、各分野の専門家が無料で何度でも対面・電話・メールとご希望の方法でお答えします。

<http://www.smri.go.jp/sme/consulting/tel/index.html>

経営相談の種類

オンライン、対面、メール、電話とご希望に応じた方法をお選びいただけます。

- オンライン経営相談「E-SODAN」

AIチャットボットが24時間365日、経営に関する質問に答えます。

平日9時から17時には、専門家とチャットで相談することもできます。

- 経営アドバイス

全国9か所の地域本部で、中小企業支援の経験豊富な専門家が皆様の課題解決に向けて直接対面でアドバイスします。

※新型コロナウイルス感染拡大防止のため、Web相談のみとさせていただいている場合があります。

相談は予約制です。

- メール経営相談

24時間、いつでも、どこからでも専用のWebフォームに相談内容を入力・送信いただけます。相談受付の日の翌日から、原則3営業日以内にメールで回答いたします。専用Webフォームから相談ください。

- 経営相談ホットライン（電話経営相談）

平日9時から17時まで、お電話にて相談を受け付けています。

TEL 050-3171-8814

問い合わせ先

独立行政法人 中小企業基盤整備機構（略称：中小機構）経営支援部経営支援課

〒105-8453 東京都港区虎ノ門3-5-1 虎ノ門37森ビル

TEL：03-5470-1564

30 駆け込みホットライン

概要

「駆け込みホットライン」に電話をすると、各地方整備局等の「建設業法令遵守推進本部」につながります。

「駆け込みホットライン」に寄せられた情報のうち、法令違反の疑いがある建設業者には、必要に応じ立入検査等を実施し、違反行為があれば監督処分等により厳正に対応します。

<https://www.mlit.go.jp/kisha/kisha07/01/010402/01.pdf>

内容

以下のような法令違反情報の受付

- 元請業者と下請業者の間の請負契約上の法令違反
 - 不明確な内容提示・短期間での見積強要、書面による契約を行わなかった、不当に低い請負代金／指値発注、赤伝処理、支払保留、不当な使用資材等の購入強制、下請負人の責任でないやり直し工事の費用を一方的に負担させた等
- 工事の施工現場に関する法令違反
 - 一括下請負、技術者等が設置されていない、名義貸し、施工体制台帳・施工体系図が作成されていない、無許可業者と500万円以上の下請契約、元請の一般建設業者が、下請業者と総額4,000万円（建築一式6,000万円）以上の請負契約を締結している等
- 虚偽の許可申請・経営事項審査申請による法令違反
 - 建設業の許可申請・変更届・経営事項審査申請に虚偽の内容で申請している、虚偽の内容で得た経営事項審査の結果を公共工事の発注者に提出している 等

問い合わせ先

国土交通大臣許可を受けた建設業者が違反した場合
TEL：0570-018-240

都道府県知事許可を受けた建設業者が違反した場合
各都道府県の建設業担当部局

31 創業・経営相談

概要

- プロジェクトマネジャーと職員が対応します。
- 必要に応じ、中小企業支援機関（県内の商工会議所・商工会等）と連携し、現地で実施します。

https://www.ccjc-net.or.jp/contents_detail.php?co=cat&frmId=2876&frmCd=41-1-2-0-0

相談例

- ・ 経営に関する相談
- ・ 技術に関する相談
- ・ IT化に関する相談
- ・ 創業に関する相談
- ・ 経営革新に関する相談
- ・ 事業承継に関する相談他

相談方法

- ご相談は、電話・来訪・eメールいずれでも結構です。
 - ※メールでご相談の際は、返信の不着防止のため、必ずメールアドレスの他に電話番号等を添えてご連絡ください。
- 来訪される場合、事前にお電話いただけますと確実なアポイントが図れます。

ご利用時間

- 月曜日～金曜日（祝日等は除く）
 - ・ 午前9時～午後5時まで

問い合わせ先

公益財団法人千葉県産業振興センター内「チャレンジ企業支援センター」
〒261-7123 千葉市美浜区中瀬 2-6-1 WBG マリブイースト 23F
TEL：043-299-2907 / FAX：043-299-3411

32 専門家による助言・指導（専門家派遣事業）

概 要

○経営改善・技術開発・情報化など様々な課題に対し専門的な知識や経験を有する専門家を派遣し、課題解決の支援をします。

<http://www.ccjc-net.or.jp/~support/service/haken/>

問い合わせ先

公益財団法人千葉県産業振興センター内「チャレンジ企業支援センター」
〒261-7123 千葉市美浜区中瀬 2-6-1 WBG マリブイースト 23F
TEL : 043-299-2907 / FAX : 043-299-3411

33 事業可能性の評価

概要

- 中小企業や創業を意図されている皆様方で、具体的に事業計画を持っている方々のご要望に応じて、専門的知識を有する委員が事業化に向けてのシーズ・技術の先端性・ノウハウの独自性・発展性等事業の可能性について無料で評価を行うものです。評価を受けた後は、課題解決のための技術・経営面の支援等継続的にサポートいたします。
- 事業可能性の評価は随時受け付けています。お気軽にお問い合わせください。

<http://www.ccjc-net.or.jp/~support/service/hyoka/>

対象者

- 新たな事業計画のある以下のいずれかの方が対象になります。
 - (1) 創業もしくは新分野進出を行おうとする中小企業者または個人
 - (2) 経営革新計画の承認申請及びブラッシュアップを目指す中小企業者 等

評価の方法

- 事業計画などのプレゼンテーションをしていただき、事業プランのビジョン（事業の全体像とその展開）、ビジネスシステム（市場／製品戦略）、人と組織（経営陣）、ファイナンス（財務）などの点を総合的に評価・アドバイスをします。

評価企業の特典

- 委員会で評価を受けた事業プランに対し、必要に応じて次の支援を行います。
 - (1) プロジェクトマネージャー（PM）等（経営・技術などの専門家）が事業化に向けたアドバイスをします。（ブラッシュアップ支援）
 - (2) フロンティア企業支援事業（専門家派遣）等による支援や、助成金の申込支援等を行います。

問い合わせ先

公益財団法人 千葉県産業振興センター内「チャレンジ企業支援センター」
〒261-7123 千葉市美浜区中瀬 2-6-1 WBG マリブイースト 23F
TEL : 043-299-2907 / FAX : 043-299-3411

千葉県県土整備部建設・不動産課

〒260-8667 千葉市中央区市場町1-1 中庁舎7階

電話：043-223-3110

CCIちば事務局

千葉県県土整備部建設・不動産課内